

平成 25 年度 社会福祉法人・施設等に対する指導監査の概況について

高知市健康福祉部指導監査課

平成 25 年度に実施した指導監査のうち、文書により改善を求めた指摘事項について、件数及び主な内容等を公表いたします。

なお、当該指摘事項については、各法人及び施設からの改善報告内容を確認し、すべて改善済み又は改善中であることを申し添えます。

1 概要

社会福祉法人及び各種社会福祉施設は、下表のとおりそれぞれの法律において定義されており、所轄庁の指導監査権限も同様に、法人・施設ごとに法律で規定されています。

これらの法人・施設に対する指導監査には、本市において年度毎に作成する実施計画に基づいて行う「一般指導監査」、運営等に問題が発生した施設等に対して随時実施する「随時指導監査」、運営等に重大な問題が認められる施設等に対して臨機に実施する「特別指導監査」の3つの形態があり、いずれも実地において行われます。平成 25 年度中は、随時指導監査、特別指導監査の実施はなく、一般指導監査のみでした。

指導監査の実施頻度は、原則として2年に1回以上としており、民営保育所及び母子生活支援施設のみ毎年実施しています。

なお、特別養護老人ホームに対しては、老人福祉法に基づく指導監査と、介護保険法に基づく実地指導を同時に実施しています。養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウス等）についても、介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護等の指定を受けているものについては、老人福祉法又は社会福祉法に基づく指導監査に加え、介護保険法に基づく実地指導を併せて実施しています。また、障害者支援施設に対しては、社会福祉法に基づく指導監査と、障害者総合支援法に基づく実地指導を並行して実施しています。これら実地指導の結果については、「平成 25 年度 介護保険事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する実地指導の概況について」を参照してください。

施設等種別	法人・施設根拠規定	指導監査根拠規定
社会福祉法人	社会福祉法第 22 条	社会福祉法第 56 条第 1 項
保育所	児童福祉法第 39 条第 1 項	児童福祉法第 46 条第 1 項
母子生活支援施設	児童福祉法第 38 条	児童福祉法第 46 条第 1 項
養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 4	老人福祉法第 18 条第 2 項
軽費老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 6	社会福祉法第 70 条
特別養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 5	老人福祉法第 18 条第 2 項
障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項	社会福祉法第 70 条
福祉ホーム	障害者総合支援法第 5 条第 26 項	障害者総合支援法第 81 条第 1 項
救護施設	生活保護法第 38 条第 2 項	生活保護法第 44 条第 1 項

2 社会福祉法人に対する指導監査

高知市が所管する社会福祉法人は、高知市内に本部を置き、かつ、当該法人が経営する事業所がすべて高知市内に設置されているものとなります（高知市外でも事業を行っている法人は、高知県又は中国四国厚生局の所管となります。）。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
社会福祉法人	70	14	13

(2) 主な指摘内容

- 定款関係
 - ・ 定款上、理事の選任について、評議員会で選任後3分の2以上の理事同意が必要とされている。理事は評議員会のみで選任されるべきであり、定款変更を行うこと。

- 役員等選任関係
 - ・ 理事全員が重任の場合を除き、理事改選に伴う理事長の互選は、改選後の理事の任期開始後に行うこと。

- 理事会・評議員会運営関係
 - ・ 理事会と評議員会は、明確に区分して開催するとともに、議事録の記載もそれぞれ区分して適切に記録すること。

- 理事会等議事録関係
 - ・ 理事会、評議員会の議事録は、事後の紛争の証拠書類にもなるものであるため、議案に対する発言内容等を適切に記録すること。
 - ・ 開催実態のない理事会の議事録作成が認められた。議事録は、法人の意思決定を証明する書類であり、法人運営の根幹に関わる重要な文書である。当該行為は法人の社会的信用を著しく損なう行為であるため、今後は厳に慎むこと。

- 役員報酬関係
 - ・ 理事長に対し定期同額で支給している役員報酬について、出勤簿や業務日誌等により、勤務の実態を挙証できるようにすること。

- 社会福祉事業関係
 - ・ 社会福祉施設の用に供する土地の賃借権について、期限までに更新契約を締結すること。

- 登記関係
 - ・ 組合等登記令に基づく登記は、法定期限内に行うこと（代表理事及び資産の総額登記）。

○ 会計・経理関係

- ・ 補正予算は、施設の実態を十分把握し、適切な時期に作成すること。
- ・ 高額な工事等を行う場合は、経理規程及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日社援第7号）に基づき、原則として一般競争入札により施工業者を選定のうえ契約すること。

3 保育所に対する指導監査

公立保育所は2年に1回の頻度で実施しています。

民営保育所60施設のうち、社会福祉法人経営保育所が59施設、個人経営保育所が1施設です。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
公立保育所	25	12	4
民営保育所	60	60	23

(2) 主な指摘内容

○ 防災対策関係

- ・ 避難訓練及び消火訓練は、月1回以上実施し、記録を適切に残すこと。
- ・ 具体的な消防計画を作成し、消防署に届け出ること。
- ・ 消防法施行令第4条第3項に定める消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、年2回以上あらかじめその旨を消防機関に通報（報告）すること。
- ・ 防火管理者には、施設の管理的立場にある職員を選任し、所轄消防署長に届け出ること。

○ 労務関係

- ・ 賃金規則を改正し、基本給（本俸）の決定に係る給料表及び格付の基準を整備すること。

○ 会計・経理関係

- ・ 財産目録の内容を正しく表示すること（社会福祉法人会計基準第41条）。
- ・ 貸借対照表（減価償却費の累計額等）を正しく表示すること（社会福祉法人会計基準第37条）。
- ・ 資金収支決算内訳表が資金収支計算書の決算額と相違しているため、改善すること。
- ・ 積立金を当期繰越活動収支差額（事業活動収支計算書）から積み立てる場合、経理規程に従い同額を積立預金として貸借対照表の固定資産の部に計上すること。
- ・ その他の積立金（人件費積立金、保育所施設・設備整備積立金等）には、理事会の議決に基づき、事業活動収支計算書の当期末繰越活動収支差額から積立金として積み立てた額を計上すること（当期末繰越活動収支差額以上の積立）（社会福祉法人会計基準第35条）。
- ・ 高額物品等の購入（160万円を超える額）を行う場合は、経理規程及び「社会福祉法人における入札契約等の取り扱いについて」（平成12年2月17日社援第7号）に基づき行うとと

もに、契約書を作成・保管すること。

○ 運営費関係

- ・ 運営費の弾力運用（積立金の目的外使用）を行う場合は、児発第 299 号通知に基づき財務諸表を保育所に備え付け、園便り等で閲覧に供すること。
- ・ 前期末支払資金残高について、当期経常収入計（予算額）の 3% を超える取崩を行う場合（弾力運用）には、市に事前協議を行うこと。

4 母子生活支援施設に対する指導監査

平成 25 年度に実施した指導監査においては、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
母子生活支援施設	1	1	0

5 老人福祉施設に対する指導監査

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
養護老人ホーム	2	1	0
特別養護老人ホーム	15	12	2
軽費老人ホーム	6	4	5

(2) 主な指摘内容

○ 人員基準関係

- ・ 生活相談員は基準に定める有資格者を配置すること。

○ 施設運営関係

- ・ 事故発生防止のための職員に対する研修を年 2 回以上定期的に実施すること。また、新規採用職員に対しても事故発生防止研修を実施し、記録を残すこと。
- ・ 感染症の発生に係る報告基準を確認のうえ、必要時に市及び保健所に報告を行い指示を受けるための体制を整備すること。

○ 会計・経理関係

- ・ 補正予算は、施設の実態を十分把握し、適切な時期に作成すること。
- ・ 小口現金について、実際保有残高と小口現金出納帳の残高の不整合が認められたので、原因を究明するとともに、今後においては金種表を作成する等、適正に管理すること。

6 障害者支援施設等に対する指導監査

平成 25 年度は、指導監査の実施年度に該当しませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
障害者支援施設	4	0	0
福祉ホーム	1	0	0

7 救護施設に対する指導監査

平成 25 年度は、指導監査の実施年度に該当しませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
救護施設	1	0	0